

住宅耐震改修補助制度

申請期間 4月から11月まで

「芽室町耐震改修促進計画」に基づき、町内の既存住宅の耐震改修工事を行う方に対して、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震化を促進し、震災に強いまちづくりの推進を図ることを目的とするものです。

【 実 施 内 容 】

1 補助金交付対象者

芽室町に住宅を所有する方で、次の要件を満たす方へ補助金を交付します。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建設された住宅であること
- (2) 耐震診断の結果、耐震性に問題があり、現行の耐震基準に適合するように耐震改修工事を行うこと
- (3) 住宅から隣地境界線又は道路境界線までの水平距離が7m以内であること
- (4) 建築基準法その他関係法令に違反していないこと
- (5) 市町村税を完納していること
- (6) 過去にこの事業による補助金の交付を受けていないこと

2 補助金額

耐震改修工事費に応じて補助金を交付します。

- (1) 耐震改修工事費が20万円未満の場合は当該経費の額
- (2) 耐震改修工事費が20万円以上200万円未満の場合は20万円
- (3) 耐震改修工事費が200万円以上300万円未満の場合は当該経費の10%
- (4) 耐震改修工事費が300万円以上の場合は30万円

※ 申請者が確定申告することにより、耐震改修工事費の10%(20万円を上限)を所得税から控除します。

【 補助金の申請方法 】

住宅耐震改修補助金交付申請書を提出する。

【 補助事業のお問い合わせ先 】

芽室町建設都市整備課建築係

電話 62-9726 (内線444)